

松阪市電話催告業務委託公募型プロポーザル業者選定基準

この基準は、公募型プロポーザル方式による、松阪市電話催告業務委託業者を決定するため、参加業者から提出された提案企画書の内容を、客観的に評価するための基準として示すものです。

1. 評価基準

評価項目 1～9 は技術評価とし、10 は価格評価とします。

なお、配点は技術評価 150 点、価格評価 100 点とし、総合評価点は 250 点です。

評価項目		細項目		重点 配分	満点
1	経営状況及び財務状況	①	直近事業年度の売上高	—	5
		②	自己資本額		
		③	営業年数（会社）		
		④	従業員数		
2	受託業務の取組方針及び電話催告業務受託実績	①	受託業務取組方針	—	5
		②	電話催告業務実績年数		
3	通常業務における連絡体制	①	固定した連絡窓口があり、市の執務時間内において、常に連絡可能な体制が整っており、委託業務遂行のための連絡調整会議を開催する体制が整っている	—	5
4	トラブル等の緊急時における連絡体制	①	速やかにトラブル等に対応できる体制が整っている	—	5
5	人材確保体制	①	外国語（タガログ語）の通訳ができる職員を確保できる	—	5
		②	日本語による適切、丁寧な納付勧奨が可能な職員を確保できる	—	5
		③	職員に対する指導・研修体制が確立されている	—	5
		④	外国語（タガログ語）用の担当者の病気や事故による欠員に対して代替職員を派遣できる	—	5
		⑤	日本語用の担当者の病気や事故による欠員に対して代替職員を派遣できる	—	5
		⑥	催告チームを確保することができる	—	5
		⑦	業務の円滑な遂行と業務実施内容の管理体制が整っている	—	5
6	業務目標の設定	①	架電件数（年間最低条件 55,260 件） 55,260 件×5 年＝276,300 件以上	×3	15
		②	会話率（年間最低条件 52%以上）	×3	15
7	公共料金等の取扱実績	①	公金又は公共料金の取扱実績がある	×2	10
8	情報管理体制	①	万一の個人情報の漏洩の場合の対応ができています	×3	15
		②	個人情報の保護のための具体的な取組みを実施することができる	×3	15

9	提案業務内容	①	企画提案された業務全体の評価及び特別に評価できる内容がある	×5	25
10	提案価格			—	100
合 計					250

2. 審査方法

技術評価による「技術点」と提案価格による「価格点」を各項目に掲げる方法により算出し、総合評価点が最も高い業者を最優秀提案者とします。

(1) 技術評価の方法

企画提案書に記載された内容等の結果により、各審査委員が細項目ごとに評価し、次の基準により得点化します。各審査委員が得点化したものを細項目ごとに平均点を算出し、合計したものを技術点とします。

なお、細項目の平均点に小数点以下の端数が出た場合は、小数点第 3 位を四捨五入し、小数点第 2 位まで算出します。

評価の度合い	得点	重点配分
特に優れている	5	得点化するに当たり重要な内容については、基準表により重点配分を行う
優れている	4	
普通	3	
劣っている	2	
特に劣っている	1	

(2) 技術評価の失格扱い

技術評価により技術点が 90 点未満（150 点満点の 6 割未満）の業者は、要求基準を満たしていないと判断し失格となります。

(3) 価格評価の方法

提案価格により、次の算定式で価格点を算出します。

なお、端数がある場合は小数点第 3 位を四捨五入し、小数点第 2 位まで算出します。

【算定式】

価格点＝（上限額－提案価格）÷（上限額－上限額×7／10）×100 点

上限額は、5 年間総額で 73,300,000 円（税抜き）で最低制限価格は設定しない。

※提案価格が上限額の 7 割の金額を下回った場合でも価格点は最高得点の 100 点とします。

(4) 価格評価の失格扱い

提案価格が上限額を超えているときは失格とします。

(5) 総合評価点が同点となった場合の取扱い

提案価格の低い業者を最優秀提案者とします。また、提案価格が同額の場合は、くじにて最優秀提案者を決定します。